

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「H31-35 国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札」に係る契約者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)」に基づく民間競争入札を行った「H31-35 国営常陸海浜公園運営維持管理業務」(以下、「本業務」という。) については、下記のとおり契約者を決定しました。

1. 契約の相手方の名称及び住所

一般財団法人公園財団 理事長 薩茂 壽太郎  
東京都文京区関口一丁目 47 番 12 号

2. 契約金額

2,123,000,000 円 (税抜)

3. 実施期間

令和 2 年 1 月 24 日～令和 6 年 1 月 31 日

4. 業務内容

契約者が行う業務は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務の 5 業務である。

5. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

本事項に関しては、「H31-35 国営常陸海浜公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」(以下、「本実施要項」という。) における以下の記載のとおりである。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 31 年度（平成 32 年 2 月から平成 32 年 3 月まで）】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（2 月から 3 月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・ 本公園の 2 月～3 月の公園利用者数（平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値以上【127,504 人】）
	多様な利用プログラムの提供	・ 利用プログラム※2 の開催回数（平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値と同程度以上【2 月～3 月の開催回数 12 回】）

	情報受発信	・ホームページの総アクセス件数（平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の 2 月と 3 月の実績平均値：546,653 件】）
--	-------	---

※ 1 : 公園利用者数の集計方法は別紙-13「公園利用者数（団体、パースポート含む）」による。

※ 2 : 利用プログラムとは、10人程度以上の公園利用者が参加する利用プログラムのうち、事業者が主催する都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラム（ただし、ボランティア関連、持込イベント、企画展示、震災関連、記念行事のものを除く。対象となるプログラムの考え方は別添-19 を参照のこと。）をいう。過去の実績は別紙-15「行催事一覧」を参照のこと。

### 【平成 32 年度～平成 34 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（4 月から翌年の 3 月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・本公園の年間の公園利用者数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値に、追加開園区域（砂丘エリア残区域）の想定利用者数（年間 400 人）を加えた値以上【1,769,040 人】） なお、四半期ごとの実績平均値に追加開園区域の想定利用者数（各四半期 100 人）を加えた値は、以下のとおり（参考）。（第 1 四半期 868,554 人、第 2 四半期 275,915 人、第 3 四半期 456,787 人、第 4 四半期 167,784 人）
	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「満足」の回答比率※2（平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値：74.9%、第 1 四半期 76.0%、第 2 四半期 75.9%、第 3 四半期 72.6%、第 4 四半期 74.9%】）
	公園特性を活かした植物管理	・年間及び四半期ごとの本公園の花や植物に関する「非常に満足」及び「満足」の回答比率※3（平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値：年間 81.8%、第 1 四半期 89.8%、第 2 四半期 80.3%、第 3 四半期 81.8%、第 4 四半期 75.2%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム※4 の開催回数（平成 26 年度～平成 29 年度実績平均値と同程度以上【140 回】）
	情報受発信	・ホームページの総アクセス件数（平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値以上【平成 26 年度～平成 29 年度の実績平均値：年間 5,427,642 件】）

- ※1：公園利用者数の集計方法は別紙-13「公園利用者数（団体、パ・スポート含む）」による。ただし、イベント「ROCK IN JAPAN」の参加者数は除く。
- ※2：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙-14）のQ10で公園特性を生かした植物管理及び料金に関する項目を除く関東地方整備局が指定する設問。具体的には、「②花や植物の管理状態の良さ、美しさ」「⑩入園料金」「⑪利用料金（レンタル料金、参加費）」を除く全ての設問における「非常に満足」及び「満足」の回答比率の平均値。
- ※3：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙-14）のQ10の「②花や植物の管理状態の良さ、美しさ」における「非常に満足」及び「満足」の回答比率の平均値。
- ※4：利用プログラムとは、10人程度以上の公園利用者が参加する利用プログラムのうち、事業者が主催する都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラム（ただし、ボランティア関連、持込イベント、企画展示、震災関連、記念行事のものを除く。対象となるプログラムの考え方は別添-19を参照のこと。）をいう。過去の実績は別紙-15「行催事一覧」を参照のこと。

**【平成35年度分（平成35年4月から平成35年12月まで）】**

基本的な方針	主要事項	達成すべき質（4月から12月）
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園の第1～第3四半期の公園利用者数（平成26年度～平成29年度の実績平均値に、追加開園区域（砂丘エリア）の想定利用者数（第1～第3四半期300人）を加えた値以上【第1～第3四半期1,601,256人】 なお、四半期ごとの実績平均値に追加開園区域の想定利用者数（各四半期100人）を加えた値は、以下のとおり（参考）。（第1四半期868,554人、第2四半期275,915人、第3四半期456,787人）</li> </ul>
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」及び「満足」の回答比率※3（平成26年度～平成29年度実績平均値以上【平成26年度～平成29年度実績平均値：第1～第3四半期の平均74.8%、第1四半期76.0%、第2四半期75.9%、第3四半期72.6%】）</li> </ul>
	公園特性を活かした植物管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間及び四半期ごとの本公園の花や植物に関する「非常に満足」及び「満足」の回答比率※4（平成26年度～平成29年度実績平均値以上【平成26年度～平成29年度実績平均値：第1～第3四半期84.0%、第1四半期89.8%、第2四半期80.3%、第3四半期81.8%】）</li> </ul>
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用プログラム※5の開催回数（平成26年度～平成29年度実績平均値と同程度以上【第1～第3四半期までの回数115回】）</li> </ul>
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの総アクセス件数（平成26年度～平成29年度の実績平均値以上【平成26年度～平成29年度の実績平均値：第1～第3四半期までの件数4,751,814件】）</li> </ul>

- ※1：平成36年1月は、達成すべき包括的な質は設定しない。平成35年度の達成すべき包括的な質は、第3四半期までの実施状況を確認するものとする。
- ※2：公園利用者数の集計方法は別紙13「公園利用者数」による。ただし、イベント

- 「ROCK IN JAPAN」の参加者数は除く。
- ※3：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙-14)のQ10で公園の環境の質及び料金に関する項目を除く関東地方整備局が指定する設問。具体的には、「②花や植物の管理状態の良さ、美しさ」「⑩入園料金」「⑪利用料金（レンタル料金、参加費）」を除く全ての設問における「非常に満足」及び「満足」の回答比率の平均値。
- ※4：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙-14)のQ10の「②花や植物の管理状態の良さ、美しさ」における「非常に満足」及び「満足」の回答比率の平均値。
- ※5：利用プログラムとは、10人程度以上の公園利用者が参加する利用プログラムのうち、事業者が主催する都市緑化系、自然環境系、スポーツ系、文化系プログラム（ただし、ボランティア関連、持込イベント、企画展示、震災関連、記念行事のものを除く。対象となるプログラムの考え方は別添-19を参照のこと。）をいう。過去の実績は別紙-15「行催事一覧」を参照のこと。

### 1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6～9（「個別仕様書（計画立案）」～「個別仕様書（植物）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項4.2.3参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

#### (1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保つつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙-6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと。）

#### (2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙-7「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

#### (3) 施設・設備維持管理業務

##### 1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれないとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査す

るとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

## 2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。（詳細は、別紙－8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

## (4) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。（詳細は、別紙－9「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

## (5) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙－10「管理運営規定書」を参照のこと。）

6. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

### 8.1. 報告について

#### 8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－5「共通仕様書」による。

#### 8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－5「共通仕様書」による。

#### 8.1.3 業務報告書

別紙－5「共通仕様書」による。

#### 8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるに当たり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

##### (1) 調査職員

###### ① 総括調査員

国営常陸海浜公園事務所長（予定）

###### ② 主任調査員

国営常陸海浜公園事務所調査設計課長（代表）（予定）

国営常陸海浜公園事務所総務課長（予定）

国営常陸海浜公園事務所工務課長（予定）

国営常陸海浜公園事務所建設監督官（予定）

③ 調査員

国営常陸海浜公園事務所調査設計係長（予定）  
国営常陸海浜公園事務所工務課工務係長（予定）  
国営常陸海浜公園事務所工務課建築設備係長（予定）  
国営常陸海浜公園事務所総務課総務係長（予定）  
国営常陸海浜公園事務所総務課経理係長（予定）

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、関東地方整備局に提出すること。
- b) 関東地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官関東地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

関東地方整備局長は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－5 「共通仕様書」 第 8 章による。

## 8.6. 契約に基づき落札業者が講すべき措置

### 8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め関東地方整備局の承諾を受けなければならない。

### 8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施に当たって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

### 8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等設置管理運営業務として行う場合等、関東地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

### 8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

### 8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

### 8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

### 8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

#### 8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、関東地方整備局が負担する。

#### 8.6.10 再委託又は下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託又は下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料等の收受及び納入、救急  
・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等
- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で関東地方整備局の承諾を受けなければならぬ。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記b)及びc)により再委託を行う場合には、事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項8.4.及び8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記b)からd)までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 8.6.11 契約解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していること

が明らかになったとき。

#### 8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、関東地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 関東地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を滞納金として納付させることができる。
- d) 関東地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 8.6.13 契約内容の変更

関東地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、関東地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

#### 8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と関東地方整備局が協議するものとする。

#### 8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について関東地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

#### 8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について関東地方整備局と協議を行い、関東地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、関東地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

#### 8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、共通仕様書第 32 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。（業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙－5 「共通仕様書」を参照のこと。）

#### 8.6.18 業務評定について

本業務においては関東地方整備局が、毎年度業務終了後に当該年度の業務評定

(以下、「単年度評価」という。)を実施するとともに、3年目の業務終了後に3年間を通しての業務評定(以下、「3箇年評定」という。)を実施する。なお、平成31年度分については業務評定を実施しない。評定については事業者に通知し、関東地方整備局ホームページ等により公表するものとする。(詳細は、別紙－52「業務評定」を参照のこと。)

また、評定については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が2回以上「不可」の実績となり、かつ3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1.表9評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から15点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

## 7. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項

本事項に関しては、本実施要項における以下の記載のとおりである。

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 関東地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、関東地方整備局が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は関東地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

## 8. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

契約者が行う業務は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務の5業務である。

これらの実施体制については、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務責任者(総括責任者)、企画運営管理業務責任者、施設・設備維持管理業務責任者、植物管理業務責任者、収益施設等管理運営業務責任者を配置し、業務内容に応じた適切な体制で実施することとしている。

実施方法については、時の変化、植物の特徴を活かし企画力と修景技術を駆使した風景を創出して集客力を最大化することや、豊かな体験と交流が生まれ育む交流の駅として事業を展開すること等としている。

## 9. 問い合せ先

関東地方整備局建政部都市整備課公園係

電話 048-600-1907